

第四十七号議案

江戸川区教育認定子ども利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年六月九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区教育認定子ども利用負担額を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区教育認定子ども利用負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 江戸川区教育認定子ども 法第二十条の規定による、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子ども及び法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定に係る小学校就学前子どものうち、特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を利用する子どもをいう。

二 要保護者等 次のいずれかに該当する者

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第四項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）

- 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
- 二 東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年三月二十日付け四十二民児精発第五十八号）第五条の規定により愛の手帳の交付を受けた者又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- ホ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- へ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- ト 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
- チ その他江戸川区長（以下「区長」という。）が生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めると認める者

第三条第二項中「江戸川区長（以下「区長」という。）」を「区長」に改める。
 第四条の見出し中「減免等」を「特例」に改め、同条第一項中「場合」の下に「又は保護者等若しくは保護者等と同一の世帯に属する者が要保護者である場合」を加える。

別表Aの項中「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

（説明）

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の改正に伴い、幼稚園等を利用する場合の利用者負担額の特例を定める必要があるため、本案を提出いたします。